

会 員 規 約

第 1 条（名称及び所在地）

本会員組織は、広島婚活支援センター（以下「センター」という）と称し、主たる事務所を広島県東広島市高屋高美が丘 4-5-4 に置く。

第 2 条（目的及び提供するサービス）

結婚を取り巻く環境の改善を図るとともに、地域の活性化に寄与することを目的として次に掲げる事業を行う。

1. 配偶者選択に必要な情報の提供
2. お見合い、各種イベント、パーティー等を企画開催し出会いの場を提供する。
3. 会員が必要とするカウンセリング、アドバイスを行う。
4. その他結婚相談に付随する業務

第 3 条（入会）

入会を希望する者は、入会申込書（様式 1）及び登録事務手数料 10,000 円をセンターに提出し、登録許可を得なければならない。一旦納入した登録手数料は、理由の如何に関わらず返還しない。

第 4 条（入会資格及び登録許可）

入会を希望する者のうち次の各項に適合する者の登録を許可する。但し、登録の可否はセンターの自由裁量に属し、不許可の場合の理由の開示には応じないものとする。

1. 社会人としての良識があり、法的にも実生活においても独身で心身ともに健全であり、正常な結婚生活を営める方
2. 男性 24 歳、女性 22 歳に達していること
3. 定職に就いていること
4. 高校卒業（又は同程度の教養を有すると認められる方）以上の学歴を有すること
5. 第 1 項～第 4 項に該当する者の父親又は母親（但し、本人から親が入会することへの賛同が得られている場合のみ）

第 5 条（会員番号及び権利の譲渡）

会員は固有の会員番号を有するものとする。本会員としての権利は他に譲渡できない。

第 6 条（登録期限及び更新）

会員登録の期限は、3 年とする。更新を希望する場合は更新手数料 5,000 円を支払うものとする。更新の場合の登録期限は 2 年とし、再度の更新は認めない。

第7条（会員の義務と遵守事項）

- 1.会員はセンターが事業を行うために必要とする自己に関する情報を書面にて申告しなければならない。真実を隠したり虚偽の申告をしてはならない。
- 2.前項の事実を証明するものとして、独身証明・卒業証明書・収入証明書・写真その他センターが求める書類を提出するものとし、これを怠った場合はセンターはサービスを停止することができる。
- 3.会員は、センターに提出した申告書類の内容に変更が生じた時には、速やかに変更の手続きを取るものとする。
- 4.会員は相手会員に対して誠意をもって接し、お互いの人格を尊重し当事者の責任において公序良俗に従い礼節を守り、センターの信用と品位を傷付けてはならない。
- 5.会員は、センターが提供するサービスに関して知り得た情報は、退会後も含め他者に漏らしてはならない。
- 6.会員は、センターが提供するサービスにより交際を始めた場合、会員自身の意思、責任において相手会員と交際するものとし、交際時の事故等については、会員相互の責任に属しセンターはその責任を負わない。

第8条（情報提供及び情報の取り扱い）

会員は、提供した個人情報のうち紹介資料として、写真、生年、略歴、居所（市名まで）ほか個人が特定されない範囲での情報の開示を承諾するものとする。この資料は、センター本部（東広島市）、各サロン（広島市、東広島市、川崎市）内及び担当者立ち合いの元で閲覧することができる。また必要に応じて電子メールで送受信することができるものとする。

2 電子メールで送付された資料においては、他者への転送は固く禁止する。

3 会員は不要となったデータは完全に消去する責を負う。

第9条（退会）

退会を希望する者は退会申出書（様式4）をセンターに提出するものとする。成婚時には自動退会とする。

第10条（除名）

本規約に反した場合、又は不誠実な行為や不適切な言動が認められる者には、退会を勧告又は除名できるものとする。

第11条（お見合い）

お見合い紹介は、センターを通じて行い、実施が決定した際には、お見合い料として各

会員 10,000 円を支払う。お見合いに係る費用は各会員で折半とする。

会員は、交際開始後はその経過と真意をセンターに確実に報告する義務を負う。また、交際を終了後の相手会員への連絡は全て禁止とする。

第 12 条（各種イベント）

センター主催による各種イベント、パーティ等への参加費は、別途定める。イベントで双方再度面談希望となった者のうち、非会員にあっては入会を条件として交際を認め、イベント日をお見合い日とみなす。

第 13 条（カウンセリングその他）

センターは会員の求めに応じ、カウンセリングその他を無料で行う。

第 14 条（成婚）

双方より結婚の意思表示が成された時点で婚約成立とし、成婚に至ったものとする。

1. 成婚日

- ①結婚の約束（口頭可）をした日、結納日、挙式日
- ②同居を開始した日（不定期を含む）
- ③宿泊を伴う旅行等、婚約相当の交際となったと認められた場合
- ④退会後に、過去にご紹介した会員と結婚した時
- ⑤お見合いから 3 カ月を経過した後も、お付き合いが継続している場合

2. 成婚料の支払い

前項の状態に至った場合、速やかにセンターに申し出、その事実確定の日から 2 週間以内に成婚料として各会員 100,000 円をセンターに支払うものとする。

3. 違約金の支払い

会員が成婚の事実を故意に隠した場合には、各会員 200,000 円を違約金としてセンターに支払うものとする。

4. 成婚料の返還

成婚料を納付の後に破談となった場合について、お見合いから 90 日未満の場合に限り、半額を返還することとする。

第 15 条（個人情報の利用）

センターは会員から収集した個人情報を厳正に取扱い、これを第 2 条に定める目的達成のため、あるいは各種イベントの案内等に使用し、相手会員への紹介の際に必要な範囲で開示するものとする。また、退会後は責任を持って廃棄処分する義務を負う。

第 16 条その他

- 1.センターは、会員が申告した内容が事実と反する場合における責任は、負わないものとする。
- 2.センターは提供するサービスの内容を一定のものとして維持することを保証するものではなく、具体的な内容、提供方法等の変更、追加または削除によって会員に不利益を与えた場合であっても、責任を負わないものとする。
- 3.第2条の目的の範囲内で本規約を改定することができる。

附則1 この規約は、平成26年11月1日以降の入会会員に適用するものとする。

附則2 平成28年7月1日一部改正

(注) 当センターは、特定継続的役務提供業種である結婚相談所のため、入会から8日以内のクーリングオフ、無条件の途中解約に応じる義務がありますが、入会金、月会費共に無料であり初期費用としての事務登録料が5万円に達していないため適用除外となります。

関連法規：特定商取引法第41条